

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が令和元年5月23日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成15年7月にA所在のB会社に雇用され、タクシー運転手として業務に従事していた。

2 請求人は、平成21年1月9日、C医療機関で「心身症」と診断された。

請求人によると、平成21年1月5日に出社したところ、上司等から誓約書等に署名しなければ、自己退職か懲戒解雇のいずれかの選択をと迫られたことにより、精神的ショックを受けたという。

3 請求人は、上記精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、平成21年1月7日から平成22年10月31日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は平成23年3月30日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は平成24年2月29日付けでこれを棄却した（平成23年労第429号。以下「前裁決」という。）。

その後、請求人は、平成25年9月から障害厚生年金を受給していたが、当該年金の障害認定日をめぐる国との訴訟の判決（以下「高裁判決」という。）において、障害認定日である平成22年7月9日において傷病名「うつ状態」とであると認められた。

4 本件は、請求人が、高裁判決により判明した事実を基に判断されたいとして、改めて療養補償給付及び平成22年11月1日から平成31年3月31日までの間の休業補償給付の請求をそれぞれしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨

の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年9月5日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件処分のうち、休業補償給付は、前回処分に係る請求と同一の理由による後続請求と認められるところ、前裁決において、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断している。

また、本件処分のうち療養補償給付は、前裁決において業務上の事由によるものではないと判断された請求人に発病した精神障害と同一の精神障害に係るものである。

- (2) 請求人は、高裁判決の事実認定に基づき判断すべきである旨を主張するが、決定書に説示するとおり、労働者災害補償保険法と厚生年金保険法は異なる制度であるから、請求人の主張は採用できない。

- (3) 本件再審査請求に当たり改めて一件記録を精査したが、新たな事実や証拠もなく、前裁決における判断を変更すべき理由は認められない。

- (4) ところで、認定基準について、厚生労働省労働基準局長は令和2年5月29日付け基発0529第1号をもって認定基準別表1を改正したところである

が、改正された認定基準をもって検討するも上記判断を左右しない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月10日